

鳥取県企業局発電所監視カメラ提供システム整備業務仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、鳥取県企業局（以下「甲」という。）が発注する鳥取県企業局発電所監視カメラ提供システム整備業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めたものである。

2 本業務の目的

鳥取県企業局が管理運営している鳥取県営発電所及びその他関連施設 14 箇所に設置している監視カメラ（カメラ台数 22 台）の映像を一元的に管理し、関係者がその情報をリアルタイムに閲覧し、災害、事故発生時に速やかに状況把握できるよう鳥取県企業局発電所監視カメラ提供システム（以下「本システム」という。）を構築するものである。

3 業務期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 23 日まで

4 成果品

受注者（以下「乙」という。）は、以下の成果品を平成 30 年 3 月 23 日までに納品（設定作業を含む。）することとする。

- | | |
|--------------------------------|-------|
| (1) 公開用サーバに搭載するコンテンツ | 一式 |
| (2) 操作説明書（紙媒体及び電子媒体） | 各 1 部 |
| (3) システム構成図書（紙媒体及び電子媒体） | 各 1 部 |
| (4) その他 甲が必要と認める資料等（紙媒体及び電子媒体） | |
| ※電子媒体は、DVD-R とする。 | |
| (5) 通信制御装置及び電源制御装置 | 5 台 |
| (6) 現地監視カメラ設備の設定作業 | 14 箇所 |

5 成果品納入場所

- 4 (1) については、本システムで使用するサーバへ納入すること。
- 4 (2) ~ (4) については、鳥取県企業局東部事務所（鳥取市古海 250 番地。以下「企業局東部事務所」という。）へ納入すること。
- 4 (5) ~ (6) については、別表 1 整備箇所／条件一覧表のとおり納入すること。

6 業務内容

(1) システム概要

ア システム全般

(ア) 別表 1 に記載する監視カメラの画像データを通信制御装置に自動収集し、暗号化通信（SFTP 通信）によりクラウドサーバへ画像データを送信することで、甲が監視カメラ映像を一元的に閲覧できるようにする。別紙 1 「鳥取県企業局発電所監視カメラ提供システム構成図」及び別紙 2 「監視カメラ系統図」を参照。

(イ) 本業務で整備する通信制御装置及び電源制御装置の仕様は別紙 3 「機器仕様書」のとおりと

する。

(ウ) クラウドサーバへ送信するデータ仕様は、下記のとおりとする。

送信プロトコル：SFTP転送

画像サイズ：VGAサイズ (640×480)

転送間隔：1分

イ システム構成

(ア) (3) 及び (4) にて作成するコンテンツの利用及び運用に必要なOS、ウイルス対策ソフト、ミドルウェア等を購入し、クラウドサーバ内にインストール設定すると共に、(3) 及び (4) で作成するコンテンツをサーバ内に構築すること。

(イ) サーバは、データセンター専用設備内に設置されたものを使用すること。

(ウ) 公開用サーバは、導入するOS、ミドルウェア等のシステム環境から乙が選定し、甲との協議により決定する。

(エ) ASP (ASP: Application Service Provider) 選定に当たっては、必要なウイルス対策が確保されていることを確認すること。また、常に最新のウイルス定義ファイルで自動更新されることを確認すること。

ウ 環境条件

(ア) アクセス数 (ページビュー数) は約1万件/日として構築すること。アクセス集中時にもコンテンツ表示に延滞が生じないこととし、クライアント側回線が100Mbpsで、トップページの表示と各ページの切替えが最大5秒以内とすること。

(イ) 現在の監視カメラ設置台数は22台であるが、最大40台の監視カメラ数に対応できるように構築すること。

(ウ) 監視箇所の増設による変更作業が容易にできる構成とすること。

エ データセンター仕様

(ア) 免震対策が施されていること。

(イ) 避雷器等の雷サージ対策が施されていること。

(ウ) 無停電電源装置及び非常用自家発電装置が適正に整備され、非常用自家発電装置は24時間以上継続稼動が可能であること。

(エ) 空調設備が適正に整備されていること。

(オ) 集中豪雨等による河川の氾濫の影響を受けにくい場所に立地していること。

(カ) 高床構造 (グラウンドラインから500mm以上) となっていること。

オ 通信回線

(ア) サーバ (公開部) に接続する回線が1Gbps以上の帯域 (ベストエフォート) が確保されている回線であることを確認の上、乙が選定し、甲との協議により決定する。

(イ) インターネットへの接続に当たっては、ファイアウォール等を設置し、適切なセキュリティを施すこと。

(2) サーバ仕様

使用するサーバの仕様（オペレーティングシステム等）やアプリケーションの構成等は特に問わないが、使用される条件のもとで安定稼働できる構成とする。

- ア ハードディスクはRAID5構成以上であることを確認すること。
- イ 容量は100GB以上とし、増量が容易であることを確認すること
- ウ 多数のアクセスに対する輻輳処理を十分考慮して構成すること。

(3) コンテンツ構成

コンテンツの構成は別紙4「コンテンツ構成図」を参照し、次の要件で作成する。

なお、詳細については甲と乙が別途協議の上、決定する。

また、閲覧はブラウザに限ることとし、利用者のパソコンへのソフトウェアのインストールは認めない。

ア 一般者領域

- (ア) 一般者領域はhttpsにてインターネット公開を行うが、ID、パスワードで制限を設けるものとする。
- (イ) IDは一般者領域で20個以上とすること。
- (ウ) ホームページアドレスは独自ドメインを取得するものとし、ドメイン名は別途協議により定める。
- (エ) 閲覧に対し、サーバの負荷を考慮して二次的にコンテンツを出力するなど、負荷の軽減及び分散を図ること。

イ 管理者領域

- (ア) 一般者領域に別途実行処理機能を付加するものとする。公開部と共通のログイン画面において、ID及びパスワードの判別により管理者領域へ誘導するものとする。
- (イ) 管理者領域は、鳥取県庁内LANに接続した端末又は甲が指定した端末のみからアクセスできるものとする。なお、本業務の契約後に甲から乙へ該当のグローバルIPアドレスの提供を行うこととする。

ウ データ処理部

- (ア) 監視カメラ設置場所からデータを取得する場合に備え、必要なアプリケーション及びサービスを構築すること。
- (イ) 管理者要件を継承して適切なコンテンツを生成し、一般者領域へ配信することが可能なものとする。

(4) コンテンツ仕様

コンテンツの仕様は、別紙4「コンテンツ構成図」を参照し、次の要件で作成する。

なお、詳細については甲と乙が別途協議の上、決定する。

ア 一般者用コンテンツ

- (ア) トップページは、当コンテンツロゴ、観測所の配置マップ、全カメラ設置箇所一覧、各監視カメラ設置箇所のサムネイル画像を表示する。
- (イ) 監視カメラ設置箇所詳細ページでは、即時画像（1分更新）を表示する。

- (ウ) カメラ設置14施設（カメラ台数22台）をリンクする。
- (エ) 1時間毎の取得画像をサーバに保存し、保存期間は観測所毎に1年間とする。

イ 管理者用コンテンツ

- (ア) 管理者用コンテンツは、ID、パスワード入力でアクセスするものとし、鳥取県庁内LANに接続した端末からのみアクセスできるようにすること。
- (イ) トップページには、各種情報設定、カメラ操作ボタンを配置する。
- (ウ) カメラ操作リンクは、トップページに配置したカメラ操作ボタンを押すことにより各種情報設定画面のカメラ一覧表示に遷移し、操作対象のカメラを選択することにより各観測所のカメラへ直接リンクするものとする。

(5) 導入作業

ア 各種手続

- (ア) サービスの利用開始に伴うプロバイダ契約等の手続は、甲が甲の名義で行うものとする。
- (イ) 6の(3)のアの(ウ)により定めたドメインの取得に係る申請の手続等は、乙が行うものとする。
- (ウ) 通信回線の開通に係る手続等は甲が甲の名義で行うものとする。

イ 費用負担

- (ア) サービスの利用開始に伴う費用及び当該年度のサービス利用料は、甲が別途負担する。
- (イ) 独自ドメイン取得料は、甲が別途負担する。

(6) システムの注意事項

ア サービス利用料

システムの開発に当たっては、運用に係るサービス利用料について次の項目を遵守できるシステムを構築すること。

- (ア) A S P（ASP：Application Service Provider）のサービス利用料は月額5千円以内(税込)の範囲で選定すること。
サービス利用料には、通信回線利用料、ドメイン維持管理費及びA S P（ASP：Application Service Provider）提供設備及びアプリケーションの保守点検作業費を含めるものとする。
- (イ) 監視カメラ設置台数増（最大40台）に伴うサービス利用料の増額が生じないようにすること。

イ 次年度以降の運用

次年度以降にソフトウェアの改修、保守、バックアップ作業などを行うことになった場合は、サーバへの接続等の必要な情報の提供について協力すること。

(7) 操作研修

乙は、甲の職員に実機を用いた管理者向け研修（参加者15名程度）を実施すること。研修の内容は実例に即したもので、実例を示しわかりやすく説明すること。研修に必要な資料等は、乙が必要部数を準備し、甲が指定する場所で行わなければならない。また、出席できなかった職員に

内容が説明できるよう資料等を電子媒体（PDF）により準備すること。

研修は、平成 30 年 3 月中旬に、企業局で 2 時間程度を予定しており、研修に用いるパソコン等は甲で準備するものとする。

7 一般事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 資料提供

乙は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合は、遅滞なく資料等を甲に返還し、又は甲の指示に従った処置を行うものとする。

(3) 作業場所の特定

乙は、本業務の履行に当たり、作業場所（住所、事業所名等）を特定するものとし、乙は、甲に無断で当該作業場所以外での作業を行ってはならない。

(4) かし担保責任

本業務の検査完了後、かしが発見された場合、乙は無償で補修、追完を行うものとする。この場合における乙の責任は、本業務の検査完了日から 15 か月以内に請求があった場合に限る。

(5) 特許権等の使用

乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

(6) 著作権

ア 本業務の履行過程で新規に作成したプログラムソースに係る著作権は、委託料が全額支払われたとき持分の半分を相手方に無償で譲渡することにより、甲及び乙の共有とする。ただし、納入物に従前の著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は従前からの著作権者に帰属するものとする。

なお、システムの改修等を行うために必要な範囲で共有著作権を行使する場合、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 65 条第 2 項に基づく合意は要しないものとする。

イ 「ア」の規定による著作権の譲渡があった場合、乙は著作者人格権を行使しないものとする。

ウ 甲又は乙は、納入物又はこれを複製し、改変し、翻案したものを販売、賃貸等することにより第三者の利用に供する場合（以下「販売等」という。）は、著作権法第65条第2項に基づき、相手方の合意を得るものとする。

エ 「ウ」の場合において、甲及び乙は、システムごとに、「ア」の規定により共有する著作権に係る双方の持分、販売等により得られる収入の分配その他必要な事項を定めた契約（以下「販売等収入分配契約」という。）を別途締結するものとする。この場合において、甲又は乙が相手方に支払う額は、販売等により得られた収入に、販売等収入分配契約において定める著作権の持分の割合及び次に掲げる率を標準として販売等収入分配契約において定める率を乗じて得られる額に、当該額に対応する消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得られる額とし、翻案の程度によりこれによりがたい場合には、販売等収入分配契約において定めるところによる。

(ア) 県外に住所又は主たる事務所の所在地（以下「住所等」という。）を有する者が販売等をする場合

成果物に著しい翻案を加える場合	3パーセント
成果物に翻案を加える場合	9パーセント
成果物に軽微な翻案を加える場合	15パーセント
成果物に翻案を加えない場合	30パーセント

(イ) 県内に住所等を有する者及び鳥取県が販売等をする場合

成果物に著しい翻案を加える場合	1パーセント
成果物に翻案を加える場合	3パーセント
成果物に軽微な翻案を加える場合	5パーセント
成果物に翻案を加えない場合	10パーセント

(7) 損害賠償

乙は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(8) 守秘事項等

ア 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積、又は他の目的に使用してはならない。

イ 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ ア及びイの規定は、本業務に係る契約期間が満了後又は契約解除後も同様とする。

(9) 再委託の禁止

ア 乙は、甲の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 甲は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

(10) 調査等

甲は、必要があると認めるときは、乙に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、乙は、これに従わなければならない。

(11) 完了報告及び検査

乙は、本業務を完了したときは、遅滞なく完了報告書を甲に提出し、甲の検査を受けるものとする。

(12) 委託料の支払

ア 乙は、(11)の検査に合格した旨の通知を受領後、速やかに委託料の請求書を甲へ提出するものとする。

イ 甲は、正当な請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

ウ 甲が、正当な理由なくイに規定する支払期間内に支払を完了しないときは、乙は、未払金額に対し、遅延日数に応じ鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条第1項に規定する率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求する事ができる。

(13) 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て乙の負担とする。

(14) 合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停（甲と乙との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって合意管轄裁判所とする。ただし、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作権者の権利に関する訴えについては、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条に定めるとおりとする。

(15) その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。